

国の債権管理等に関する
行政評価・監視

結果報告書

平成27年6月

総務省行政評価局

前 書 き

平成 25 年度末時点における国の歳入金債権全体の現在額は、一般会計と特別会計を合わせて約 8.2 兆円ある。このうち履行期限が到来した債権は約 2.7 兆円に上っているが、我が国の厳しい財政状況を踏まえると、国の債権を適切に管理・回収することは、国の財政上の利益を確保するための各府省共通の課題であるだけでなく、債務者間の不公平やモラルの低下を招かないようにするためにも重要である。

総務省では、国の一般会計や特別会計全般にわたって存在する歳入金債権の管理状況等について、「国等の債権管理等に関する行政評価・監視」を実施し、平成 19 年 6 月に、i) 実務マニュアルの整備、研修の計画的実施等の適切かつ効果的な債権管理事務の推進、ii) 滞納の拡大防止対策等の的確な実施など組織的な取組を促す事項について、全府省に対して勧告を行い、各府省は、実務マニュアルを整備するなど、この勧告に対応した一連の改善措置を講じてきている。

しかし、近年における個人情報保護意識の高まりによって、債務者の資力情報の把握がこれまで以上に難しくなり、国の債権管理等をめぐる環境が一段と厳しくなっているほか、現在、民法（明治 29 年法律第 89 号）の抜本的な見直しの議論が進められており、今後、消滅時効や法定利率等の債権関係の規定が社会経済情勢の変化に対応したものに改められることが予定されているなど、国は、より適切で効果的な債権管理の実施が求められている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、国の債権管理等の事務の適切かつ効果的な実施を図る観点から、国の債権の管理業務の実施状況及び滞納の拡大防止対策等の実施状況を横断的に調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	
1 債権管理の現状	2
(1) 債権の発生状況等	4
(2) 債権管理事務の実施体制等	5
2 債権管理事務の適切かつ効率的な実施	
(1) 督促等	35
(2) 強制履行及び滞納処分	37
(3) 履行延期の特約	39
(4) みなし消滅及び不納欠損	39
3 滞納の拡大防止対策等の的確な実施	144
(1) 過払いの早期発見のための取組の拡大	145
(2) 使用料等の滞納拡大防止対策の徹底及び見直し	145
(3) 債権回収に有効な情報の充実	147

図 表 目 次

1 債権管理の現状

図 1	債権管理事務フロー	7
表 1-①	「平成 25 年度国の債権の現在額総報告」による歳入金債権の現在額	8
表 1-②	各府省における平成 25 年度末時点の履行期限到来額（一般会計）	9
表 1-③	各府省における平成 25 年度末時点の履行期限到来額（特別会計）	11
表 1-④	調査対象機関一覧	13

(1) 債権の発生状況等

表 1-(1)-ア	調査対象機関において各年度に発生した債権額	14
表 1-(1)-イ	調査対象機関において各年度内に発生した債権の回収状況	16
表 1-(1)-ウ	調査対象機関における各年度末現在の履行期限到来債権額及び債務者数の推移	18
表 1-(1)-エ	調査対象機関における強制履行の請求等及び滞納処分の実施状況	20
表 1-(1)-オ	調査対象機関における不納欠損処理の実施状況	22
表 1-(1)-カー①	「国等の債権管理等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告に対応した国の債権に係る情報開示について」（平成 20 年 11 月 13 日付け財計第 2334 号）〈抜粋〉	23
表 1-(1)-カー②	「国等の債権管理等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告に対応した国の債権に係る情報開示について」に基づく各府省の公表資料の例（総務省公表分）	24
表 1-(1)-カー③	「国等の債権管理等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告に対応した国の債権に係る情報開示について」に基づく各府省の公表状況	25

(2) 債権管理事務の実施体制等

表 1-(2)-ア	調査対象機関における債権管理に関する研修の受講状況	27
表 1-(2)-イ	調査対象機関における債権管理のための実務マニュアルの整備状況	29

2 債権管理事務の適切かつ効率的な実施

表 2-①	国の歳入金債権の例	43
表 2-②	国税徴収又は国税滞納処分の例により徴収する公課の例	45
図 2	国の債権の分類	46
表 2-③	各法律における債権の消滅時効に関する規定の例	47
表 2-④	調査対象として抽出した債権の状況	48

(1) 督促等

表 2-(1)-ア	債権が発生しているにもかかわらず、債権管理簿に登載せず、適切な債権管理を行っていない例	50
表 2-(1)-イ	債権発生から納入告知の送付までに長期間を要している例	54

表 2- (1) -ウ 債務者に一度も督促を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難と なっている例 -----	55
表 2- (1) -エ 債務者の所在が不明であるにもかかわらず、関係機関に対して速やかに照会 を行っていない例 -----	59
表 2- (1) -オ 債務者が遠隔地に居住しているにもかかわらず、居住地の近隣機関への債権 に係る事務の引継ぎが行われず、有効な債権回収を行っていない例 -----	65

(2) 強制履行及び滞納処分

表 2- (2) -ア-① 民事執行法第 22 条が規定する債務名義の種類 -----	70
表 2- (2) -ア-② 債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例 ＜一般債権＞ -----	71
表 2- (2) -ア-③ 債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例 ＜国税徴収等の例による債権＞ -----	80
表 2- (2) -イ 債務者の財産が強制執行や破産手続の開始決定を受けているにもかか わらず、債権者としての配当の要求等を行っていない例 -----	87
表 2- (2) -ウ-① 滞納発生後に訴訟を提起することによって、確定判決前に債務者が自主 的に完納した例 -----	90
表 2- (2) -ウ-② 地方公共団体において、納付交渉に一切応じない債務者に対して、積極 的に強制履行手続を行うことにより、自主的に完納させ、債権回収に効果 を上げている例 -----	91
表 2- (2) -ウ-③ 強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難と なっている例＜一般債権＞ -----	93
表 2- (2) -ウ-④ 強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難と なっている例＜国税徴収等の例による債権＞ -----	110

(3) 履行延期の特約

表 2- (3) -ア 債務者の資力の状況等を勘案すると、履行延期の特約の措置を講じた方が、 回収の可能性が高まる場合であっても、その措置を講じていない例 -----	120
表 2- (3) -イ 履行延期の特約について、法令に基づいた審査を行わずに、独自の判断で債 権を分割し、履行期限の延長を認めている例 -----	124

(4) みなし消滅及び不納欠損

表 2- (4) -ア 消滅時効の完成までに一度も弁済がなく、完成後も 1 年以上弁済の意思が確 認できないなど、みなし消滅による処理が適当であるにもかかわらず、この処 理を行っていない例 -----	126
表 2- (4) -イ 破産により債務を免れている等の理由から、みなし消滅による処理が適当で あるにもかかわらず、1 年以上この処理を行っていない例 -----	135
表 2- (4) -ウ 既に債権が消滅しているにもかかわらず、1 年以上不納欠損処理を行ってい ない例 -----	137
表 2- ⑤ 優先的に処理すべき債権について、債権の管理状況をリスト化し、組織的にチェ ックする仕組みを構築している例 -----	140

表 2-⑥ 滞納期間と債務者の資力状況に着目し、一定の水準以上の債権については、確実に強制履行を義務付ける基準を独自に設けている例 -----	142
表 2-⑦ 放棄した債権を議会に報告している地方公共団体の例（兵庫県芦屋市） -----	143

3 滞納の拡大防止対策等の的確な実施

(1) 過払いの早期発見のための取組の拡大

図 3- (1) 住基ネット活用による労働者災害補償保険年金過払い額減少効果のイメージ図 ----	150
表 3- (1) 労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、住基ネットの活用を拡大する余地がある例 -----	151

(2) 使用料等の滞納拡大防止対策の徹底及び見直し

表 3- (2)-ア 道路占用料の未納者に対する占用許可の不更新等の措置が徹底されていない例 -----	153
表 3- (2)-イ-① 行政財産の使用許可又は普通財産の貸付けを行う際の基準や契約書のひな形 -----	155
表 3- (2)-イ-② 国有財産の使用許可又は貸付けに伴って発生した履行期限到来債権を管理している調査対象機関一覧（平成 25 年度末時点） -----	156
表 3- (2)-イ-③ 国有地の貸付料等を滞納しているにもかかわらず、使用の継続を認め、滞納額を拡大させている例 -----	157
表 3- (2)-ウ 電波利用料の未納者に対して無線局の運用停止命令等を行う場合の基準が滞納拡大防止に効果的なものとなっていない例 -----	162

(3) 債権回収に有効な情報の充実

表 3- (3)-① 申請等に伴って発生した履行期限到来債権（個人を債務者とするもの）を管理している調査対象機関一覧（平成 25 年度末時点） -----	164
表 3- (3)-② 債権回収を効果的に行うために、債権発生時等に債務者から勤務先の情報を事前に得ておくことが望ましい例 -----	165
表 3- (3)-③ 滞納後に債務者と連絡が取れなくなった債権について、把握した債務者の勤務先の情報を有効に活用し、債権回収に効果を上げている例 -----	169
表 3- (3)-④ 民間の大手貸金業者が金銭の貸付けを行う際、申請者の記載に基づき把握している情報 -----	172